

平成30年3月定例農業委員会議事録

開会 3月23日(金) 午前9時

(欠席委員)鈴木委員

(事務局出席者)原田事務局次長、加藤主幹、鈴木副主幹、酒井主任主査、
川野主事

(傍聴人) 0名

議長：それでは、ただいまから3月の定例農業委員会議事を開催します。

今日は、鈴木文生委員から本日の会議を欠席する旨の届け出を受けております。

現在の出席委員は農業委員が11名、農地利用最適化推進委員が9名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

8番、近藤元壽委員、9番、深谷明良委員、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明を求めます。

【議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ただいま事務局から説明がありました番号1、打越の件につきまして、地元の近藤委員から御意見を申し上げます。

近藤(雅)委員：はい、申請地については、現地を確認しましたが、袋地になっていて、北側からは入れず、東側は高台の空き地になっております。西側は他人の土地で入れない。南側は水路がありまして入れないということで、農地としては非常に不向きであり、現在は農地として利用されていない状態です。こちらを御購入されるということで、余り利用価値がないように思えますが、今後何とか利用していただけるということで、ありがたいと思います。

それからもう一筆については、土地が狭く、管理機が入りませんが、隣の田んぼは申請者が所有しているということです。申請地は現在畑でして、管理機も入れないという状態であり、手作業ということになると、農地として利用するには、畑の法面を崩して田んぼに合併するような形で利用して行くのかなと思います。御高齢の方が現在所有し

ているということで、引き続き農地として使っていただけるということであればお願いしたいと思います。以上です。

議長：はい、事務局は何か補足はありますか。

事務局：はい、今近藤委員からお話があったとおり、かなり条件的には悪い土地ですが、隣をお持ちであり、営農を今後引き続きやっていきたいということで、聞き取りをしています。営農はかなり意欲的だったものですから、申し伝えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長：はい、ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：申請地の隣接地が申請者の土地だということですね。

事務局：すいません。一筆につきましては、近隣の土地という言い方が適切な表現になると思います。

林委員：ということはどのように耕作されるおつもりですか。

事務局：はい、難しいですが、本人から聞き取ったところによりますと、やれますというお話で確認させていただいております。

増岡委員：申請地を見てきたのですが、近藤委員が言われたように、畳が10枚ぐらい並べて捨ててあるだとか、自転車捨ててあるだとか、いろんなものが捨ててありますが、渡し人の方は、この申請地をきれいにして渡すのか、どのようになっていますか。

事務局：はい、土地の渡し方につきましては、そこまで確認がとれてないのが実状でございます。耕作できる状態に早期に取り組みれるところまでしか確認できておりません。

議長：ほかにないようであれば採決に移ります。

それでは、ほかに意見がないようでありますので、番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号1については、許可することとします。

《採決結果：議案第44号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第45号につきましては、近藤元壽委員、萩野委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

議 長：それでは、議案第45号、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

【議案第45号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤(雅) 類：耕作内容の欄にその他とありますが、その他とは何でしょうか。

事務局：はい、こちらの土地は三好下地区になりまして、ほとんどが梨、柿、その他の果樹類になります。また、成木がありますので、その関係で賃料にばらつきがありまして、畑の状況に応じて金額の設定をされたということでお伺いしております。

議 長：ほかにございせんか。

林委員：質問ではありませんが、法人がたくさん出てきておりますので、どういった法人があるかというのを一覧で次回お願いしたいと思います。

議 長：事務局、よろしいですか。

事務局：失礼します。今、御提案いただきました法人の内容につきましては、来月の委員会で御準備させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長：はい、そのほかにございせんか。

それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、決定することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第45号 全員賛成1件》

議 長：はい、それでは、議案第46号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、事務局から説明を求めます。

【議案第46号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ただいま事務局から説明がありましたことにつきまして御意見等がありましたら挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、特に意見がないようでありますので、採決に移ります。

議案第46号につきまして、原案どおり承認することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、議案第46号につきましては、承認することとします。

なお、事務局においては、本案をホームページ等により公表し、地域の農業者からの意見を聴取してください。

《採決結果：議案第46号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第47号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、事務局から説明を求めます。

【議案第47号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ただいま事務局から説明がありましたことにつきまして御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤(雅) 類：新規参入の目標は1経営体ということですが、農業が参入される方が少ない理由は農業が3Kの代表であり、きつい作業が多いからです。また、それをクリアしたとしても所得が向上しないということ、要するに魅力がないというものになってしまう。これをどうやって解消し、夢を持たせられるような方針があるといいと思います。

事務局：ありがとうございます。今御意見いただきました内容が新規参入につきましても重要な課題であり、こちらといたしましても非常に頭が痛い話であります。今後新規参入の方への取り組みとして愛知県下では、

行政並びに関係機関が連携し、サポートいたしまして、先ほどの所得向上につなげ、営農を続けていけるような地域になるように新たな取り組みとして制度を変えていきたいと思いますという最中でございます。みよし市の中では、やはり所得の向上につきましては非常に難しい課題だと思っております。個別の相談対応になってきてしまうのですが、経営状況の総体的な見通しだとか、そういった部分でできる限りサポートをさせていただくことが現状でございます。皆さんのいろいろな知恵をいただきながら今後取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。議案第47号について、原案どおり承認することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第47号につきましては、承認することといたし、なお、事務局において本案をホームページ等に公表し、地域の農業者からの意見を聴取してください。

《採決結果：議案第47号 全員賛成1件》

議 長：続きまして、議案第48号、荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断に関する要綱の一部改正（案）につきまして、事務局から説明を求めます。

【議案第48号、荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断に関する要綱の一部改正（案）について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等がある委員は挙手の上、発言をお願いします。

補足しますと、従来みよし市は非農地設定することができるのは、8地区に限定していたわけです。それを全域で非農地判定することができるという御理解で御意見をお願いしたいと思ひます。

加納委員：以前8地区に決めたといつても、本来この指定地域を消そうが消すまいが、関係なく非農地判定を行っていくべきだと思ひます。

事務局：はい、今いただいた御意見はごもっともだと思ひますが、従来初めて

の試みだったものですから、今までの経過といたしましては、重点的にまとまって山林化したところを最初の取り組みとしてやりましょうということで、平成26年から取り組んできたのが経過でございます。その中で一旦判断基準を皆さんで揃えながらやっていきたいと思いますということで、この8地区が全て完了いたしました。市内全域にそれを広げていきたいと思いますというのが今回でございます。以上でございます。

議長：制度的にはできたけど、みよし市は最初8地区から始めましたということですよ。

議長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第48号 全員賛成1件》

議長：続きまして、諮問第7号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてですが、私と近藤委員に関する事案がありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により、議事参与することができません。該当する番号11、13の事案につきましては、関係する委員がみえますので、関係する事案となりましたら退席をお願いしますので、よろしくをお願いします。

まず先に関係しない番号1から番号10、番号12について審議しますので、よろしくをお願いします。

それでは、諮問に移ります。諮問第7号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、事務局から説明を求めます。

【諮問第7号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。

それでは、順次行っていきますので、よろしくをお願いします。

ただいま事務局から説明がありました番号1、三好上の件につきまして、地元の小林委員から御意見ををお願いします。

小林委員：はい、現地を確認しましたところ該当の農地がある区画は既に社会福

社施設、あるいはそれに付随する施設の駐車場の区画になっています。また、東側の区画につきましては、既に申請者の施設がありまして、その駐車場になっているような現状でありました。

今回の申請がありました農用地につきましては、駐車場として利用するというものであり、特に周辺の営農環境について支障はないものと判断していますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長：はい、ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号1について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号1については、適当であるとして市に対し答申することとします。

続きまして、番号2、同じく三好上の件につきまして、地元の小林委員から御意見をお願いします。

小林委員：はい、先ほど事務局から説明がありましてとおり、申請者の従業員用の駐車場としての事業が12月に一部行われ、今回はその延長ということでございます。該当農地につきましては建設会社の資材置き場に隣接する土地となっており、周辺農地の環境に与える影響はほとんどないものと考えていますので、よろしく願いいたします。

議長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、御意見等はないようでありますので、採決に移ります。

番号2について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号2について、適当であるとして市へ答申していくこととします。

続きまして、番号3、福田の件につきまして、地元の酒井委員から御意見ををお願いします。

酒井委員：はい、福田地区には診療所や病院がないということで、病院を建てたいというお話がありました。区の役員並びに土地改良区、私等で先方の行政書士さんから説明をいただきました。場所的には、県道沿いの交差点角の一角になります。そして今回の農振除外はわずか一部であり、病院の排水についても土地改良の施設に一部流しますが、特別問題もないということでした。地元としても賛成ということで進んでいます。よろしくをお願いします。

議 長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。

番号3について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号3について、適当であるとして市へ答申することとします。

続きまして、番号4、同じく福田の件につきまして、地元の酒井委員から御意見ををお願いします。

酒井委員：先ほどの申請と一体開発ということで地主さんも一緒であります。こちらも一部農振農用地がかかるということですが、先ほど申し上げましたように問題ないという考えでありますので、よろしくをお願いします。

議 長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。
番号4について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は
挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号4について、適当であるとして市へ答申
することとします。

続きまして、番号5、同じく福田の件につきまして、地元の酒井委員
から御意見ををお願いします。

酒井委員：申請者は現在、親と同居していて、今回は分家住宅としての申請にな
ります。この場所としましても農振農用地の中でも一番端に当たりま
す。また、住宅地及び道路に隣接していますので、特に問題はないと
感じております。よろしくをお願いします。

議 長：ありがとうございました。
ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙
手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：それでは、御意見等がないようでありますので、採決に移ります。
番号5について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は
挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号5について、適当であるとして市へ答申
することとします。

続きまして、番号6、明知上の件につきまして、地元の深谷委員から
御意見ををお願いします。

深谷(明)委員：トヨタ輸送の駐車場ということで、企業からの説明を地元の農業関係
者の方と一緒に説明会を受けました。2年程前から駐車場が不足して
いるということで探しており、今回の申請地がちょうど工場の向かい
側であり幹線道路にも接しているということで、既に昨年12月から
地主さんの了解は得ているという話で、説明を受けました。また、
企業から近隣住民の方に対しての説明会も行いまして、環境に関して

はっきりとした基準で行うと話しがありました。その他にも問題があれば、その状況に合わせてまた対策はしますという話でしたので、問題ないという結論に至りました。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤(元)委員：申請地の北側に田んぼがありますが、開発の仕方によっては擁壁等で段差ができ、日が当たらなくなってしまうと問題ですので、開発計画を重々確認していただきたいと思います。

また、申請地は面積が大きいので周辺農地の乗入れ口等も十分考慮して工事をしていただけるのか確認をお願いします。

事務局：今、御懸念いただいた擁壁に伴う日照の件と、乗り入れの件につきましては、こちらもかなり重要視していきまして、まず擁壁の件につきましては、今、道路面からはかなり高低差がありますので、極力農業に影響のないようにしてくださいという話をこちらから申し入れました。道路面から下がった造成を行いまして、実質的には、現状の田んぼの畦がありますが、そこからおよそ1メートルから2メートル、土砂が崩れないような設定の構造体で計画していただいているということが1点と、そのほかの隣接した農地への影響というものもあるものですから、それについては擁壁と接している部分については、畦をしっかりつくっていただくような方法で取りかかっていますという回答をいただいております。

もう一つ、乗り入れにつきましては、現在の県道側ではない市道側の乗り入れ1カ所ということで運営していく計画をいただいております。今後、詳細な設定をしていく上でその計画が煮詰まっていくかと思いますが、それについても今の3点につきましては、こちらも重要視して申し伝えております。以上でございます。

議長：それでは、ほかに意見等がないようでありますので、採決に入ります。

番号6について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：はい、賛成多数により、番号6について、適当であるとして市へ答申することとします。

続きまして、番号7、明知上の件につきまして、地元の深谷委員から

御意見を申し上げます。

深谷(明)委員：現地を確認してきましたが、分家住宅ということで、場所もここしかないということです。また、周辺にも人家ができてきている地域ですので、問題ないと思います。

議長：はい、ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。
番号7について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号7について、適当であるとして市へ答申することとします。

続きまして、番号8、同じく明知上の件につきまして、地元の深谷委員から御意見を申し上げます。

深谷(明)委員：申請者は駐車場が不足しており、道に車を停めるような状況が続いておりまして、以前から駐車場を探していたという状況です。田んぼと田んぼの間になりますが、この土地が全部関係者の土地だということで、許可がおりたという形です。また、周辺農地に影響がないようにやっていただく話で了解をとったということですので、妥当ではないかと思います。

議長：はい、ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。
どうぞ。

近藤(元)委員：申請地と西側の土地は段々となっていて、申請地部分が田んぼの出入り口となっています。また水口も申請地の北側にあるので、残った南の農地の活用が困難になってしまいます。

その点に対する対策を教えてくださいたいと思います。

事務局：はい、今回の件については1年程前から協議を重ねてきて、申請地である一番上段につきましては、管理的には田んぼとしては今後使わない意向だということで聞いております。管理については畑で管理していく方向で調整をしております。申請地の西側には段差があり、

2枚の田んぼがございまして、こちらについては法面がある田んぼだと把握しておりますが、従来どおり田んぼとして維持していくという御計画でいただいております。

水口の件につきましては、今後も引き続き田んぼとして利用するかどうかということが重要だったものですから、畑として管理をしていくという話をいただいております。以上でございます。

小河委員：南側半分弱を畑にするにしても、農地である限り、愛知用水の水の費用が取られると思いますが、そこについては了承済みですか。

事務局：はい、申請地と西側の二枚の田んぼは3枚で1筆でありますので、下の田んぼの利水料を払われているということで、除外された部分以外は支払うということは了承されています。

林委員：残った土地ですが、どなたかが農地法第3条で手続きを行うのですか。

事務局：はい。手続きを行ってくださいということも含めて、事務局としては今後、農地の法律的な部分についてお話させていただきながら対処していきたいと思っています。

近藤(元)委員：一旦全部解約して、下の2枚分の面積で再度、元の耕作者と契約するというのでよろしいですか。

事務局：今、御指摘いただいた内容で以前から関係者の方と協議してまいりましたので、営農者の方に支障のないような形で、事業者側に対応したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決をします。
番号8について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号8について、適当であるとして市へ答申することとします。

続きまして、番号9、明知下の件につきまして、地元の深谷良金委員から御意見ををお願いします。

深谷(良)委員：現地確認をさせていただきましたところ、申請地は、現在、その隣が既に運輸会社が借りていまして、倉庫も建っております。今回、申請の必要性につきましては、現在の駐車場及びコンテナの一時保管として借りている土地の返還を迫られ、その代替地が必要であるとあります。しかし事情はよくわかるのですが、この土地を探すに当たって大型車の出入りが可能な土地を農振農用地以外で探したが、適地が見つ

からなかったというのは少し違うのではないのかなと感じました。というのは北側に当たる土地など農振農用地でない土地がありますので、いろいろ探してみましたが、なかったというような表現ではなく、現在、申請者が使っている土地の隣であり、使い勝手がいいことや、土地が平たんであり、工事も容易ということで物色されたのではないかなという感じを受けました。これは現地を見た私の感想であり、意見ということではないかもしれませんが、再度確認をとっていただきたいと思えます。以上です。

事務局：こちらの申請地の選定に当たっては、当然農振農用地の場所でありますので、農地についても、まずは白地から検討をしてくださいますことと窓口で相談に見えた時からお話をさせていただいています。その中で申請者所有施設の西部センターの北側に大きく区画がとれる、用地が当初あったということで、2カ所ほど交渉をされてみえまして、最終的に地権者さんと合意が取れなかったということで、北側の2カ所については断念し、最終的に今回の申請地を選定したと聞いております。

深(良) 類：申請地は愛知用水の配管がされているところではないかなと思えますが、大型車の出入りや、駐車場に使うとなりますと愛知用水の配管に影響がないかどうか確認をさせていただいていますか。

事務局：愛知用水につきましては、申請者から愛知用水土地改良区に確認をするように窓口で説明させていただいておりますし、今回の除外やその後の転用に関して愛知用水の施設に影響がないかの照会をさせていただいておりますので、その結果を見てまた判断をさせていただきたいと思えます。

加納委員：申請地の西側にある土地の現況はどのようなになっているのですか。

事務局：こちらの土地につきましては、所有者はみよし市となっております、用途は用水路ということに今なっております。

議 長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。番号9について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長：はい、賛成多数により、番号9について、適当であるとして市へ答申することとします。

続きまして、番号10、筋生の件につきまして、地元の小河委員から

御意見を申し上げます。

小河委員：はい、申請者の会社に近いところでまとまった場所を探そうとすると、実際はもう農振農用地しかないというのが実状です。また今回の該当する土地は、ここ何年も耕作されていない状態であり、1メートル程の草が全面生い茂ってしまっていて、立地的にも農振農用地の隅に寄っていますので、周辺の農地に対して影響は少ないと思われまます。以上です。

議長：はい、ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤(元)委員：申請地に隣接する道路の道幅が狭いものですから、大型車の出入りが多くなりますと、周辺農地の耕作に利用する農業用機械を使用する際に農業用機械や、運搬用のトラックを停めるスペースがなくなってしまい、問題が起きないかが心配です。

また、申請地北西側にある橋についても幅が狭く、大型車の通行には不向きだと考えられますが。

事務局：御指摘と御意見いただいたことについてはこちらも危惧をしております、北側には保育園もありますので、北側に一切出入りしないという計画で事業を進めていくという話をいただいております。また、先ほどの農作業等との関係で、止め置くスペースが必要であるということであれば、事務局の案といたしましては、今回申請の駐車場は実質的には朝夕と夜間に止め置くような形の運用の仕方になると聞いておりますので、日中に作業用の車両をとめさせていただくような協議も含めて伝えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長：それでは、ほかに御意見がないようでありますので、採決に移ります。番号10について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長：はい、賛成多数により、番号10について、適当であるとして市へ答申することとします。

続きまして、番号12、福谷の件につきまして、地元の林委員から御意見を申し上げます。

林委員：はい、申請者は、もともと福谷で養鶏業を行っていましたが、三好ヶ丘の開発により、東郷に鶏舎等に移転されました。その中で、三好ヶ丘の地内で卵や野菜の直売を行ってみえました。

今回の申請地につきましては、以前に農地法3条の許可を得て取得した土地ですが、福谷の地内にはこの土地しかないということで農家住宅として転用することはやむを得ないかなというふうに思います。

なお、申請者は現在、実家と共同で養鶏1万2,000羽と野菜等を作ってみえます。今後も農業を行うということですので、やむを得ない案件だと思っております。以上です。

議長：はい、ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見がないようでありますので、採決に移ります。

番号12について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員の挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号12について、適当であるとして市へ答申することとします。

続きまして、番号11につきましては、近藤委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議長：それでは、お願いします。

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ただいま事務局から説明がありました番号11、萌生の件につきまして、地元の小河委員から御意見ををお願いします。

小河委員：はい、地区の周辺で商店が最近なくなってしまったということや、幹線道路に接したまとまった土地を探すとすると、今回申請があった場所くらいしかこの付近ではないのかなと思われまして、ということで適当であるという回答が妥当と判断します。

議長：ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

加納委員：今回の申請地の近くには小学校ありますし、隣接道路は子供の通学路

になっています。そのため、今回の申請地に出入りする際に子供に対する配慮というのをどのように行っていくのか。事故があってからでは遅いので、その部分について考えをお聞きしたい。

事務局：はい、こちらのほうに店舗ができるということで当然車の流れ等も変わってきますので、その点については周りの住民の方に対して十分な配慮をするように事業者の方には申し伝えております。

加納委員：子供の安全面等を考えると今回の申請地はふさわしくない立地だと思います。また、他に候補地はなかったのですか。

事務局：今のような懸念が市街化調整区域であったり、学校の近くであったりすると実際にあります。そういった場合に対しても市の中ではこのような大きな事業に関しては、まちづくり土地利用条例並びに関係機関、道路や、下水も含めて土地利用対策会議というものを開いて、どのような対応していくかを考えて、大きな土地利用計画に対応していくように取り組んでいるところです。

ただ、この農振除外においてですと、付近の営農上、農地の集団性が保たれているかという部分について基準として持っております。通学路ということで、市全体の課題として安全面の確保ということについては、土地利用会議等で話し合いがあった中でも、基準にある程度一致している部分もありますので、最大限事業者側に配慮を求めていくということで市の中の意見としては了承されています。以上でございます。

議長：農振計画を変更することの条件としては、周辺農地に影響があるかというのが大きな判断になっていて、生活環境や安全面というのは都市計画法の開発の案件での判断になります。委員の意見はいろいろあるとは思いますが、都市計画法等の他法令で許可を得ない場合を除き、好ましくないから農振計画の変更はできませんというのは難しい部分があります。我々は農地を守る立場ですので、農地の連続性だとか、農業施設に影響があるだとか、隣の農地に影響があるかということで判断をしていかなければならないのだと思います。

確かにこれができることによって社会条件が変わって、いろんな影響は出てきます。それを先ほど事務局が言われた都市計画の土地利用対策会議のほうでしっかり議論なされて、懸念は払拭していただきたいと思います。

事務局：農業委員会としまして、懸念がありますということは会議の場並びに意見が述べられる場で述べていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長：それでは、ほかに意見がないようでありますので、番号11について採決をします。市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長：はい、賛成多数により、番号11について、適当であるとして市へ答申することとします。

(該当委員着席)

議 長：番号13につきましては、私が議事参与の制限に該当しますので、退席します。

(該当委員退席)

小河委員：それでは、会長にかわって議事を進行させていただきます。

番号13について、事務局から説明をお願いします。

事務局：《議案書に基づき説明》

小河委員：ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました番号13、福谷の件について、地元の林委員から御意見ををお願いします。

林委員：はい、事務局から説明のあったとおりですが、申請地は現施設の建て替えに伴いまして現場事務所及び駐車場として一時転用で使っていた土地になります。現在はまた農地に復元されております。職員の駐車場ということで、必要性、位置、それら等も適当であると思います。また農地への影響も少ないと思われまますので、やむを得ない案件だと思っております。以上です。

小河委員：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、事務局の説明を含めて御意見、御質問のある方は挙手の上、発言をお願いします。

加納委員：申請地は一時転用の際には河川堤防を使っていたと思いますが、今度は職員の駐車場にするとなってくると、河川の管理用の道路を出入り口にするのですか。河川法でいくと管理用道路は常時使用することができないと思いますが。

事務局：はい、現在いただいている計画では、その点については明示されていない状況でありますので、一時的な利用と恒久的な使用とは違うということについても十分事業者側に確認をさせていただき、河川管理者等の確認も事務局で予め行ったうえで事業者側に申し伝えたいと思っております。

管理道路が使用できないのであれば構内道路のみを使用してください
というような形で申し伝えたいと思います。以上でございます。

小河委員：それでは、御意見がないようですので、採決に移りたいと思います。
番号13について、市に対して適当であると答申することに賛成の意見は挙手お願いします。

(全員賛成)

小河委員：はい、ありがとうございました。全員賛成により、番号13について、
適当であるとして市へ答申することにします。
議事参与に係る議案については終了しましたので、議事の取り回しを
会長にお返しいたします。

(該当委員着席)

《採決結果：諮問第7号 賛成13件》

議長：はい、それでは、続きまして、事務局からの報告をお願いいたします。

[事務局報告]

ア 平成30年2月分農地転用届出の受理状況について

議長：はい、それでは、以上で予定しました議事等全て終了いたしました。
これをもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局：それでは、議長、ありがとうございました。
その他事項につきまして、事務局のほうから数点説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

- 1 意見交換会、次回定例会議について
- 2 意見書について
- 3 当初予算について
- 4 農業次世代人材投資資金の交付に係るサポート体制について

事務局：本日は長い間、皆さん、ありがとうございました。
以上をもちまして、3月定例農業委員会を終了いたします。一同御

起立ください。一同礼。ありがとうございました。

(閉会午前11時00分)